

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、国の中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金（旧：サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金）＜インボイス枠（インボイス対応類型）＞を活用して省力化や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等（以下「事業実施主体」という。）の負担を軽減しDX投資を促進するため、事業実施主体が要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「事業実施主体」、「国補助事業」、「国補助金」とは、次の各号の定めるところによる。

- （1）「事業実施主体」とは、国が公募を行う中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金（旧：サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金）＜インボイス枠（インボイス対応類型）＞について、国の額の確定を受けた大分県内に事業所を置く中小企業・小規模事業者等をいう。
- （2）「国補助事業」とは、中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金（旧：サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金）＜インボイス枠（インボイス対応類型）＞事業をいう。
- （3）「国補助金」とは、中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金（旧：サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金）＜インボイス枠（インボイス対応類型）＞をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 本事業の補助金の交付対象者は、次の全ての要件に該当する者とする。

- （1）国補助金においてIT導入支援事業者の登録取消又はITツールの登録取消をされていないこと。
- （2）事務局が、本補助金の交付対象者として不相当であると判断する者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は事業実施主体が事業を実施するのに要する経費のうち国補助金交付の対象であり、その対象経費及び補助率等は別表1のとおりとする。

（補助事業の交付申請期間）

第5条 事業実施期間は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、電子申請の方法により、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- （1）国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し
- （2）誓約書（第2号様式）
- （3）大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）誓約書（第3号様式）
- （4）賃金増加率計算表（第4号様式）
- （5）賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第5号様式）
- （6）国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し
- （7）国への交付申請から県への交付申請及び実績報告までの期間における1か月分の賃金台帳の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

2 第1項による申請が電子による方法により難しい場合は、郵送による申請も可能とする。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額(当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定による額の確定は、補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(補助金の交付及び請求)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

2 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第7条の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 知事が別に定める期日までに、この補助金が請求されなかった場合。
- (2) 国補助金請求後に何らかの事由により国補助金が支払われなかった場合。

(補助金の返還等)

第11条 事業実施主体は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を

行ったときは、補助金返還等届出書（第8号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（1）消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還

（2）交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還

（3）取得財産の処分に伴う国補助金の返還

（4）取得財産等の処分に伴う収入の納付

（5）収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 知事は、前項の報告があった場合には、この補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象、国補助金の補助率、補助金 (補助率・補助額)、補助対象経費及び補助要件

補助対象	国補助金の補助率	補助金		補助対象経費	補助要件
		補助率	補助額		
IT ツール (ソフトウェア・オプション・役務)	3 / 4 以内 ※小規模事業者は 4 / 5 以内	補助対象外		インボイス制度に対応したソフトウェア購入費※1、クラウド利用費 (最大 2 年分) ※1、ハードウェア関連費、導入関連費※2	国への交付申請から県への交付申請及び実績報告までの期間における 1 ヶ月の給与・賃金等 (残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く) の総支給額が、国への交付申請前の直近 1 ヶ月と比較して、1.5 % 以上増加していること。
	2 / 3 以内	1 / 1 2 以内	~ 3 7 万 5 千円		
PC・タブレット等	1 / 2 以内	1 / 4 以内	~ 5 万円		
レジ・券売機等			~ 1 0 万円		

※1 会計、受発注・決済のいずれかの機能を有するもの。

※2 補助対象となるハードウェアについて

本事業において、補助対象となるハードウェア購入費の内訳は以下に限定する (以下に該当しない機器及び周辺機器の購入費は補助対象外)

ハードウェアの購入費の内訳	補助対象
PC・タブレット等	PC、タブレット、プリンター、スキャナー、複合機
レジ・券売機等	POS レジ、モバイル POS レジ、券売機

第1号様式（第6条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付申請書及び実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

（ 担当者氏名
連 絡 先 ）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）を交付されるよう、大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱第6条の規定により申請し、あわせてその実績を報告します。

記

1 国補助金の実施状況（実績報告の内容）

①補助対象経費	円	②確定額	円
---------	---	------	---

2 県補助金交付申請及び実績報告額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

_____円 ※算出式により算出した額を記入すること。

3 添付資料

- (1) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）誓約書（第3号様式）
- (4) 賃金増加率計算表（第4号様式）
- (5) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第5号様式）
- (6) 国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し
- (7) 国への交付申請から県への交付申請及び実績報告までの期間における1か月分の賃金台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

県補助金交付申請及び実績報告額算出式

(単位：円)

【ソフトウェア（会計・受発注・決済の機能数が2機能以上の場合のみ補助対象）】

〈中小企業の場合〉

$$\text{申請可能額 A} = \frac{\text{ソフトウェア補助対象経費} - 666,667}{12} \leq 375,000$$

〈小規模事業者の場合〉

$$\text{申請可能額 A} = \frac{\text{ソフトウェア補助対象経費} - 625,000}{12} \leq 375,000$$

【ハードウェア（PC・タブレット等）】

$$\text{申請可能額 B} = \frac{\text{ハードウェア（PC・タブレット等）補助対象経費}}{4} \leq 50,000$$

【ハードウェア（レジ・券売機等）】

$$\text{申請可能額 C} = \frac{\text{ハードウェア（レジ・券売機等）補助対象経費}}{4} \leq 100,000$$

申請可能額 A + 申請可能額 B + 申請可能額 C = 県補助金交付申請及び実績報告額

第1号様式の「2 県補助金交付申請兼実績報告額」にご記入ください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 3 ツール導入のモデル事例として県もしくは県の委託する事業者のヒアリングや事例集作成に協力します。

令和 年 月 日

大分県知事

殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第3号様式（第6条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）誓約書

私は、下記の事項について誓約します。なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、交付決定が取消となること及び補助金を返還することに異議はありません。

記

- 1 本補助事業と同一の内容で、他の補助金、助成金等の交付を重複して受けていません。
- 2 補助事業者自身が行うべき行為（国の申請マイページの開設又はその後の交付申請における手続き等）を当該補助事業者以外が行っていません（なりすまし行為はありません）。
- 3 補助事業者がIT導入支援事業者からITツールを購入するに当たり、ITツールの購入額に占める補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような購入方法（形式・時期の如何を問わず、補助事業者に実質的に還元を行うもの。次の（1）及び（2）の方法を含むが、これに限らない。）で購入し、又は、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為を行っていません。
 - （1）IT導入支援事業者が補助事業者又はその利害関係者に対してポイント・クーポン等（現金に交換可能なものを含む）の発行等を行うことで、補助事業者のITツール購入額を実質的に減額し又は無償とすることにより、実質的に支払われた金額又は実質的に支払う予定の金額と一致しない証憑を、購入額を証明する証憑として提出した。
 - （2）補助事業者又はその利害関係者がIT導入支援事業者からITツール購入額の一部又は全額に相当する金額の払い戻しを受けることにより（現金の交付、口座振込等方法は問わない。）、実質的に支払われた金額又は実質的に支払う予定の金額と一致しない証憑を、購入額を証明する証憑として提出した。
- 4 交付申請、実績報告、効果報告等において、国及び知事に対し提出した証憑や、申請内容・報告内容に虚偽はありません。

令和 年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

名 称

(ふりがな)

代表者役職・氏名

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）
交付決定通知書及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）については、大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の額の確定額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
 - (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (8) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱の定めに従うこと。

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

〔 担当者氏名
連 絡 先 〕

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱第9条の規定により、大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

※振込先金融機関名、金融機関コード(4桁)、支店名、支店コード(3桁)、預金の種別、口座番号および預金の名義(カタカナ)

振込先金融機関名：
金融機関コード(4桁)：
支店名：
支店コード(3桁)：
預金の種別：
口座番号：
預金の名義(カタカナ)：

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）返還等届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

（ 担当者氏名
連 絡 先 ）

中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金（旧：サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金）（国補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 国補助金の返還または収入等の納付事由

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- 取得財産の処分に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 国補助金の返還額または収入等の納付額

_____ 円

3 国への送金日

年 月 日